事　務　連　絡
令和８年１１月２日

国土交通省住宅局市街地建築課長　殿

文化庁宗務課長
前　田　幸　宣

災害時における宗教施設等の供与について（依頼）

平素より宗務行政の適切な遂行に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

文化庁宗務課では、災害時の「避難所」の確保において、宗教施設等を活用の推進について、令和７年６月２０日付けの事務連絡（別添１）においてその旨などを各都道府県宗教法人事務主管課宛てに周知したところです。

今後も、地震や気候変動に伴う風水害等による被害の甚大化が予測される中、災害時の「避難所」として施設を供与するなどの災害支援の分野において、全国約１８万の宗教法人が果たし得る役割はとても大きいと思料しており、宗教法人等が社会貢献活動の一環として、地方公共団体と協力し、被災者の方々などを支援することへの期待がますます高まっております。

そこで、公益財団法人日本宗教連盟宛てに、地方公共団体と連携の上、災害時において「避難所」としての宗教施設等の供与などに向けた災害時の支援協定等の締結の検討をお願いするとともに、「一時滞在施設」の整備等に必要な費用が補助の対象となりうること等や憲法上の政教分離の原則との関係について宗教法人等に周知を依頼する事務連絡（別添２）を発出したところです。

これを踏まえ、貴課におかれましては、各地方公共団体の災害時拠点強靭化緊急促進事業担当部局に対して、別添２の内容とともに、当該連盟に加盟する関係団体及び宗教法人から各地方公共団体に別添２に関する相談あった場合には、相談内容に応じた適切な対応を行っていただくように御周知ください。

○別添１：宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について
○別添２：災害時における宗教施設等の供与について（周知）

本件担当）
文化庁宗務課　訟務専門官　永野
法規係長　　中垣
電話：03－5253－4111（内線 2854）
E-mail：syuumu@mext.go.jp

別 添 1

事　務　連　絡
令和７年６月２０日

各都道府県
　宗教法人事務主管課　御中

文化庁宗務課

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の
活用の検討について

このたび、標題の件について、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付から、当課宛てに別紙のとおり依頼がありましたので、お知らせいたします。

（本件担当）
文化庁宗務課法規係
電話：03－5253－4111（内線 2854）
E-mail：syuumu@mext.go.jp

事　務　連　絡
令和７年６月20日

文化庁宗務課　御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について（依頼）

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年８月（令和６年12月改定）内閣府（防災担当））において、指定避難所等について平時から事前に必要数を確保しておくことを各自治体に求めているところです。

この度、指定避難所の量的な確保を図る観点から、災害時には宗教法人と連携して被災者を支援することや、避難所の確保において宗教施設等の活用を検討し、必要に応じて宗教法人に相談することについて事務連絡（別添）を各都道府県消防防災主管課あてに発出したところです。

ついては、貴課におかれましては、避難所の確保において宗教施設等を活用することについて、今後、宗教法人に対して各自治体から相談が行われる可能性がある旨の周知とともに、都道府県宗教法人事務担当課あてにもその旨周知方よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付
末﨑、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

別 添

事　務　連　絡
令和７年６月20日

各都道府県消防防災主管課　御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討のお願い

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年８月（令和６年12月改定）内閣府（防災担当））等を定め、適切な避難所運営を行っていただくようお願いしているところです。

災害が発生した場合においては必要な避難所を確保することになりますが、大規模災害を想定すると、現行の指定避難所等だけでは想定避難者数に対応できない場合も生じます。上記取組指針においても、「平時から想定避難者数に対応するために、指定避難所や協定・届出避難所を増やすこと、ホテル・旅館等への避難の準備を進めること等を進めておき、スフィア基準に沿って、１人当たり最低3.5㎡の居住スペースとなるようにすること。」とされています。

そのため、貴都道府県においては、災害時の避難所の確保に向け、下記１について対応いただくとともに、下記１、２について管内市町村に対して依頼いただくようお願いします。

なお、災害救助法が適用された場合は、災害救助事務取扱要領に則り、避難所の設置等に要する経費（建物の使用謝金等）は、災害救助法の支弁の対象になりえることを申し添えます（別添参照）。

記

１．都道府県・各市町村においては、災害時に宗教法人と連携して被災者を支援することが考えられ、必要に応じて、事前に災害時支援協定を締結することを検討すること。

２．各市町村においては、想定避難者数に対応するように避難所を確保いただく中で、必要に応じて、事前に宗教法人に相談し、当該宗教施設等を活用することを検討すること。

【問い合わせ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付
末﨑、藤川、宮本（TEL：03-3501-5191）

【参考】

令和４年４月15日　衆議院　文部科学委員会　答弁（抜粋）

〇城井委員

特定宗派にとらわれず、災害時における行政と宗教施設の連携強化を求める声が大きくなっています。今後の地震や風水害を想定し、避難所機能を備えた民間施設としての宗教施設で防災・減災に限定した取組支援を行えるよう、行政で一定の協力を後押しすべきではないか。

実際のところ、憲法二十条や八十九条にある政教分離を踏まえますと、宗教施設への直接的な公的資金の投入は難しいと考えます。一方、社会貢献を行う民間施設、これがたまたま宗教施設だった場合、この民間施設が提供する一時避難所等の支援物資提供やあるいは医師等の派遣などでありましたら、国や自治体が防災対策の一環として取り組むことは可能だし、やるべきだと考えます。

〇末松文部科学大臣

お尋ねの宗教団体への支援につきましては、憲法第二十条は、国が宗教団体に対して特権を付与することを禁止しておりまして、一般に、国が宗教団体に対して、宗教団体であることを理由として財政支援を行うことはできないものと承知はいたしております。日本国憲法第二十条一項ですね。一方、**一定の条件を満たす団体一般への利益の付与であって、その中に宗教団体が含まれる場合には、同条の禁止する宗教団体への特権の付与に当たらないと解される**と理解をいたしております。

このため、宗教団体につきましては、**防災施策の一環として指定避難所となっているなど、一定の条件を満たす施設への支援を行う中に宗教施設を含まれる形であれば、国が支援を行うことは可能**であると考えております。

〇小寺内閣府大臣政務官

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所における食糧、飲料等の費用について国庫負担の対象としております。

別 添 ２

事　務　連　絡
令和８年１１月２日

公益財団法人日本宗教連盟理事長　殿

文化庁宗務課長
前　田　幸　宣

災害時における宗教施設等の供与について（周知）

平素より宗務行政の適切な遂行に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

文化庁宗務課では、令和７年１２月３日付けの事務連絡（別添１）において、災害時における「避難所」としての宗教施設等の活用等を周知させていただきました。

貴連盟や宗教法人の皆様のご尽力により、これまで、多くの宗教施設が地方公共団体との間で災害時の支援協定の締結等の災害時協力関係を構築し、「避難所」として指定を受ける等、災害時の社会貢献活動を推進いただいていることに、改めて感謝を申し上げます。

さて、１１月２日付けで防災庁が設置されることとなりましたが、今後も、地震や気候変動に伴う風水害等による被害の甚大化が予測される中、災害時に宗教施設を「避難所」として供与する等、全国約１８万の宗教法人が果たし得る役割はとても大きいと思料しており、災害時における宗教法人等による社会貢献活動への期待がますます高まっております。

そこで、下記１のとおり、地方公共団体と連携の上、災害時において「避難所」としての宗教施設等の供与などに向けた災害時の支援協定等の締結の検討をお願いするとともに、下記２から４までのとおり、「避難所」の設置等の経費が公的補助の対象となりうることや憲法上の政教分離の原則との関係についてお知らせしますので、貴連盟におかれましては、これらについて、加盟する関係団体や宗教法人に御周知いただくようお願いします。

記

１　災害時の支援協定等の締結について

地震発生時等の帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」の提供をはじめ、地方公共団体による災害時の「避難所」の開設などの被災者の方々の支援に向けて、宗教法人等と地方公共団体との間における災害時の支援協定等の締結について引き続き検討いただきたいこと。

２　「避難所」の設置等の経費が災害救助法の支弁対象となりうること

別添１にも記載のとおり、災害救助法が適用された場合は、災害救助事務取扱要領に則り、「避難所」の設置等に要する経費は、災害救助法の支弁の対象とな

りえること。詳細については地方公共団体に相談願いたいこと。

3　「一時滞在施設」の整備等に必要な費用への補助

別添２にも記載のとおり、地方公共団体との協定に基づき、帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設（宗教施設等を含む）」については、通常在館者及び帰宅困難者等のための災害時の備蓄品が保管可能な「防災備蓄倉庫」を設置していること等、災害時拠点強靭化緊急促進事業の要件を満たす場合には、以下の施設・設備の整備に必要な費用が補助対象となり得ること。詳細については地方公共団体に相談願いたいこと。

・帰宅困難者の受入に伴い付加的に必要となるスペースを区画する工事費等
・帰宅困難者の受入に伴い付加的に必要となる備蓄倉庫や非常用発電機、給水関連設備及びマンホールトイレ等を設置するための工事費

4　憲法上の政教分離の原則との関係

⑴　政教分離の原則について

政教分離の原則は、憲法上の信教の自由の保障を実質的なものにするため、国その他の公の機関が、国権行使の場面において、宗教に介入し、又は関与することを排除する趣旨であると解され、同原則に基づく規定として、憲法第２０条第１項後段及び同条第３項並びに第８９条の規定が設けられている。

⑵　憲法第２０条第１項後段の解釈

憲法第２０条第１項後段は、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と規定するところ、例えば、一定の条件をみなす団体一般への利益の付与であり、その中に宗教法人が含まれるような場合は、一般的に、当該規定に該当しないものと解されてきたところである。

⑶　憲法第２０条第３項の解釈

憲法第２０条第３項は、「国又はその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定するところ、政府は、一般に、国又はその機関の行為が同項の禁ずる「宗教的活動」に当たるかどうかは、いわゆる津地鎮祭判決（昭和５２年７月１３日最高裁判所大法廷判決）において示されたいわゆる目的効果論の考え方に従い、当該行為の宗教とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものか否かを社会通念に従って客観的に判断して決すべきものであるとの解釈を採っている（※）（別添３）。

※憲法第２０条第３項の禁ずる「宗教的活動」とは、「およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合い」が上記の社会的・文化的諸条件に照らし「相当とされる限度を超えるものに限られ」、「当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべき」であり、その検討においては、「当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序手法（式次第）が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」（津地鎮祭判決（昭和５２年

７月１３日最高裁判所大法廷判決））

⑷　災害救助法に基づく支弁行為等と政教分離の原則との関係

○　災害救助法第１８条に基づく同法４条の規定による救助に要する経費の支弁や災害時拠点強靭化緊急促進事業に基づく補助は、経費の支弁や補助の対象となる法人の性質に関係なく、一定の要件を満たせば経費の支弁や補助の対象となり得るところ、これは、一定の条件を満たす団体一般への利益の付与する制度と言えることから、その対象に宗教法人が含まれる場合があっても、一般には、憲法上の政教分離の原則（憲法第２０条第１項後段）に抵触するものではないと解することが相当といえる。

○　また、上記の法制度や補助金制度の適用・執行場面において、地方公共団体が宗教法人に対し、災害救助法の支弁要件に適合する範囲において宗教施設である「避難所」の設置等に要する経費を支弁したり、災害時拠点強靭化緊急促進事業の要件に適合する範囲において宗教施設等を「一時滞在施設」とするための付加的な費用を補助したりする行為は、一般的には、その行為の目的が宗教的意義を有しないものといえ、これに加え、その行為の効果が宗教に対する援助、助長及び促進等をするものではない場合には、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、相当とされる限度を超えるものとは言えないことから、憲法上の政教分離の原則（憲法第２０条第３項及び第８９条）に抵触するものではないと解することが相当といえることを、念のため申し添える。

○別添１：宗教法人との災害時支援協定や避難所としての宗教施設等の活用の検討について

○別添２：災害時拠点強靭化緊急促進事業の概要
また、「災害時拠点強靭化緊急促進事業ガイドブック（第９版）（国土交通省住宅局）」も併せて参照されたい（002011967.pdf）。

○別添３：昭和５２年７月１３日最高裁判所大法廷判決（津地鎮祭判決）

（本件担当）
文化庁宗務課　訟務専門官　永野
法規係長　　中垣
電話：03－5253－4111（内線 2854）
E-mail：syuumu@mext.go.jp